

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第37号）…………… 2
- 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 7
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 7
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 7
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第41号）…………… 7
- 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第42号）…………… 8
- 秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第43号）…………… 8
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第44号）…………… 8
- 秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する条例（第45号）…………… 8
- 秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例（第46号）…………… 8
- 秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 8

規 則

- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第31号）…………… 9
- 秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則（第32号）…………… 9
- 秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）…………… 9

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（第8号）…………… 9

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 9

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程（第3号）…………… 9

告 示

- 道路の区域変更および供用開始について（第194号）……………10
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第195号）……………10
- 指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第196号）……………10
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第197号）……………10
- 平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第198号）……………11
- 平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第199号）……………11
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第200号）……………11
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第201号）……………11
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第202号）……………11
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第203号）……………11
- 平成30年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第204号）……………12
- 平成27年度、平成28年度、平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第205号）……………12
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第206号）……………12
- 平成28年度分および平成29年度分市税督促状の公示送達について（第207号）……………12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第208号）……………12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第209号）……………12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第210号）……………12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第211号）……………13
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第212号）……………13
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第213号）……………13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第214号）……………13
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、再開、変更、休止および廃止について（第215号）……………13
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の

- 指定、変更および廃止について（第216号） ……………14
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第217号） ……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第218号） ……………14

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号） ……………15

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第6号） ……………15
- 投票区の区域の一部の変更について（第7号） ……………16
- 平成30年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について（第8号） ……………16

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第6号） ……………16

公 告

- 都市公園の位置の変更について……………16
- 公募型指名競争入札の実施について……………16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について……………17
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………18
- 公募型指名競争入札の執行について……………18
- 農用地利用集積計画の策定について……………19
- 秋田市個人情報保護条例の平成29年度の運用状況について…19
- 秋田市情報公開条例の平成29年度の運用状況について……………20
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………20
- 財政報告書の公表について……………21

消防本部公告

- 消防法による命令について……………34

条 例

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例
（秋田市市税条例の一部改正）

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第33条の6第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第24条第1項第2号中「当該」を「同表の」に改める。

第27条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号アおよび第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第8項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第33条の5の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第33条の5の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第33条の5の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第33条の6第1項中「による申告書」の次に「（第10項および第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第37条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ
オ 加熱式たばこ

- (2) かみ用の製造たばこ
(3) かき用の製造たばこ

第80条の次に次の1条を加える。

(製造たばこことみなす場合)

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第81条第1項中「第79条第1項」を「第79条の2第1項」に、「若しくは消費等」を「もしくは消費等(以下この条および第85条において「売渡し等」という。)」に改め、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第81条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第79条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第81条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第82条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第83条第3項中「若しくは」を「もしくは」に、「第79条」を「第79条の2」に改める。

第85条第1項中「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第6条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の8の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第19条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、

「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の8の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第82条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第82条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第80条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第81条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第81条第3項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新条例」を「秋田市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第11項中「新条例第79条第1項」を「秋田市市税条例第79条の2第1項」に改める。

附則第20項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第21項の表附則第12項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第13項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第17条第1項の改正規定（「によって」を「により」に改める部分に限る。）ならびに第24条、第29条の2第3項から第8項まで、第33条の5の3、第33条

の5の5および第37条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中秋田市市税条例第17条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および第29条の2第1項の改正規定ならびに附則第19条の改正規定ならびに次項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条中秋田市市税条例附則第6条の8の2の改正規定および附則第6項の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中秋田市市税条例第81条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中秋田市市税条例第16条および第33条の6第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに附則第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条および附則第14項から附則第19項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中秋田市市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）ならびに第27条の2および第27条の5の改正規定ならびに附則第6条の改正規定ならびに附則第3項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条および附則第20項から附則第25項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の8の2の改正規定および附則第5項の規定 規則で定める日（個人の市民税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

4 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例第16条第1項および第3項ならびに第33条の6第10項から第12項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

5 附則第1項第10号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例附則第6条の8の2の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第43項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第43項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第43項に規定するリース取引（以下この項において「リー

ス取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第43項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

8 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。附則第15項および附則第21項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年秋田市条例第47号)附則第8項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および附則第12項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の秋田市市税条例(附則第11項および附則第12項において「30年新条例」という。)第79条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第15項および附則第21項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年秋田市条例第37号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第10項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第9項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10項

12 30年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第8項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

13 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第11項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

14 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

15 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日

に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 17 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 18 附則第15項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第37号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第17項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第16項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第17項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第17項

第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第17項

- 19 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第15項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 20 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 21 平成33年10月1日以前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 22 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 23 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 24 附則第21項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第37号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第23項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第22項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第23項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第23項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第23項

25 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第21項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例（平成16年秋田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「4,417平方メートル」を「2,546平方メートル」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項中「山手台地区」の次に「、南ヶ丘地区」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項の改正規定を次のように改める。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項を次のように改める。

秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	牛島地区、卸町地区、大住地区、仁井田地区、御野場地区、御所野地区、山手台地区、南ヶ丘地区、上北手地区および四ツ小屋地区
別館	秋田市牛島東六丁目4番5号	

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

(4) 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の入所定員等の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査	介護医療院の変更許可申請手数料	33,000円
--	-----------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「（平成11年厚生省令第36号）」を削る。

第47条第1項中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の20の3中「第60条の9第4号」の次に「、第60条の10第5項」を加え、「とあり、第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定又は指定の更新の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する条例

秋田市河辺多目的総合センター条例（平成16年秋田市条例第103号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例

秋田市消防本部および消防署設置条例（昭和38年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表秋田南消防署の項中「山手台」の次に「、南ヶ丘」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「39人」を「36人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

規 則

秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第37号）附則第1項第10号に掲げる規定の施行期日は、平成30年6月29日とする。

秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

- (1) 秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）第7条の表第1号ア
- (2) 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）第3条第1項の表第1号ア

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表上北手分団の項中「山手台地区全域」の次に「、南ヶ丘地区全域」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第8号

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
(10) 訴えの提起、和解および審査請求に対する裁決に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会規則第1号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成28年秋田市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2区域の項を次のように改める。

第2区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区 (6) 上北手地区および南ヶ丘地区
------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局庁舎等管理規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「これ等」を「これら」に改める。

第3条第2項中「総務課長を、」を「総務課長、」に改め、同条第4項中「清潔整とん」を「清潔整頓」に改める。

第5条中「事故が」を「、事故が」に、「届けなければ」を「届け出なければ」に改める。

第6条中「別に」を「、別に」に改める。

第8条の見出し中「出入」を「立入り」に改め、同条中「入ろう」を「立ち入ろう」に、「、住民氏名」を「および氏名」に改

める。

第9条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「勧誘等これらに類する行為をするとき」を「勧誘その他これらに類すること」に改め、同項第2号中「駐車するとき」を「駐車すること」に改め、同項第3号中「使用するとき」を「使用すること」に改め、同項第4号中「庁舎を使用するとき」を「庁舎等を使用すること」に改め、同条第2項中「行為の」を削り、「申請書にかえる」を「申請書の提出に代える」に改める。

第10条中「の各号」を削り、同条第1号中「銃器、爆発物その他の危険物」を「凶器その他危険物」に改め、同条第2号中「付近で火気を取扱う」を「付近で火気を取り扱う」に改め、同条第3号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第5号および第6号を次のように改める。

- (5) 窓口で大声を張り上げ、来庁者等に迷惑をかけること。
- (6) めいていて立ち入ること。
- 第10条に次の5号を加える。
- (7) 許可なく撮影し、又は録音すること。
- (8) 長時間にわたり職員を拘束し、執務に支障を与えること。
- (9) 暴力的又は威圧的な言動を用いて、職員への面会を求めること。
- (10) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、執務の妨害となる行為又は庁舎等の管理に支障をきたすような行為

第11条中「に違反し」を「を行い」に、「に対し許可の取り消し」を「(次項において「違反者」という。)に対し、許可の取消し」に、「立ち退きを求める」を「立退きを命ずる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、違反者が命令等に従わないときは、責任者は、警察機関に通報して解決を図るものとする。

第12条中「附近」を「付近」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
30407	旧	千秋明徳町1号線	秋田市千秋明徳町203番2地先 秋田市千秋明徳町5番5地先	526.90	6.00 ～ 29.00

新	千秋明徳町1号線	秋田市千秋明徳町203番2地先 秋田市千秋明徳町5番5地先	526.90	6.00 ～ 21.90
---	----------	----------------------------------	--------	--------------------

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年6月1日

3 縦覧期間

平成30年6月1日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年6月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 H a R e M a r k	リハビリイド土崎	秋田市土崎港中央三丁目5番36号	平成30年6月1日	地域密着型通所介護
社会福祉法人賛成福祉会	うぐいす城東在宅サポートセンター	秋田市広面字宮田32番地1	平成30年6月1日	居宅介護支援
株式会社 さわやか倶楽部	さわやか桜参番館	秋田市御所野堤台一丁目6番38号	平成30年6月1日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

秋田市告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成30年6月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社 ケアホームさつき	有限会社 ケアホームさつき	秋田市雄和新波字竹ノ花37番地1	平成30年6月1日	地域密着型通所介護

秋田市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市の家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示

する。

平成30年6月4日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市添川字地ノ内56番地49

伊 藤 清 美

ファミリーマート 秋田上飯島店

秋田市告示第198号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第199号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第200号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において平成30年6月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成30年6月8日

秋田市長 穂 積 志

道路の種類	路線名および区間	延長(m)	指定の部分
1級市道	川尻総社通り線 自：秋田市川尻若葉町164番地先 至：秋田市川尻総社町307番地先	750	上下線

※指定区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

秋田市告示第201号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年6月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成30年5月1日から同月28日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成30年6月25日から同年12月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月11日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 高 木 浩 一

秋田市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月11日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社
代表取締役社長 小笠原 直 樹

秋田市告示第204号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙「平成30年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第205号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成27年度、平成28年度、平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成30年6月15日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付金、老人保護費負担金、生活支援ハウス利用収入の収納および報償費に関する事務

秋田市告示第207号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成28年度分および平成29年度分市税督促状

秋田市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の所在地を変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年6月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：病院

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	変更年月日
35	秋田県立医療療育センター	秋田市南ヶ丘一丁目1番2号	地方独立行政法人 秋田県立療育機構 理事長 遠藤 博之	平成30年6月1日

秋田市告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の所在地を変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年6月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：診療所

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	変更年月日
14	秋田南クリニック	秋田市南ヶ丘一丁目3番1号	医療法人 祥仁会秋田南クリニック 理事長 中村 久	平成30年6月1日

秋田市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の所在地を変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年6月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	変更年月日
142	金星堂薬局	秋田市南ヶ丘二丁目9番1号	株式会社金星 代表取締役 佐藤一実	平成30年 6月1日

秋田市告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年6月18日

秋田市長 穂積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
52	薬局エール港北店	秋田市土崎港北六丁目1番4号	株式会社アミック 代表取締役 高濱裕子	平成30年 5月31日

秋田市告示第212号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成30年6月18日

秋田市長 穂積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
たむらとしみ 田村淑美	秋田厚生医療センター	眼科	視覚障害
いとうふみこ 伊藤史子	秋田大学医学部附属病院	内科 血液内科	じん臓機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
さいとうまさや 齋藤雅也	秋田大学医学部附属病院	腎臓内科 リウマチ科	じん臓機能障害 肢体不自由

秋田市告示第213号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月20日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年6月20日

秋田市長 穂積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
上大部自治会
- 2 認可年月日
平成14年12月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 金正人
秋田市雄和石田字中大部50番地14
変更後 伊藤満
秋田市雄和妙法字上大部128番地
- 4 変更年月日
平成30年3月18日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、再開、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年6月21日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
リハプライド土崎	秋田市土崎港中央三丁目5番36号	平成30年 6月1日
うぐいす城東在宅サポートセンター	秋田市広面字宮田32番地1	平成30年 6月1日
さわやか桜参番館	秋田市御所野堤台一丁目6番88号	平成30年 6月1日
訪問介護サービス太陽	秋田市高陽青柳町9番20号	平成30年 4月15日

2 再開

事業所名称	所在地	再開年月日
ゆい居宅介護支援事業所	秋田市土崎港東一丁目2番8号	平成30年 6月1日

3 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
サービス付き 高齢者向け住 宅優希	旧	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地116	平成30年 6月1日
	新	秋田市南ヶ丘一丁目3番2 号	

4 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
訪問介護ステー ション笑咲	秋田市添川字地ノ内175番地14	平成30年 5月31日

5 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
有限会社ケア ホームさつき	秋田市雄和新波字竹ノ花37番地 1	平成30年 6月1日

秋田市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年6月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
下浜駅前歯科 医院	秋田市下浜羽川字下野1番地	平成30年 5月1日
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番22号 東北ビル管理システムズ別館2 階	平成30年 5月7日

2 変更

事業所名称	変更事項（所在地）		変更年月日
秋田県立医療 療育センター	旧	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地128	平成30年 6月1日
	新	秋田市南ヶ丘一丁目1番2 号	
秋田南クリニック	旧	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地115	平成30年 6月1日
	新	秋田市南ヶ丘一丁目3番1 号	
金星堂薬局	旧	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地65	平成30年 6月1日
	新	秋田市南ヶ丘二丁目9番1 号	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	平成30年 5月6日
薬局エール港 北店	秋田市土崎港北六丁目1番4号	平成30年 5月31日

秋田市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年6月21日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の 名称	施術所の 所在地	指定 年月日
伊 藤 仁	いとう治療 院	秋田市将軍野東 三丁目6番64号	平成30年 6月20日

秋田市告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年6月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名称	所在地	更新 年月日
第1号	秋田厚生医療セン ター	秋田市飯島西袋 一丁目1番1号	平成30年 7月1日

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	更新 年月日
第43号	みゆき調剤薬局	秋田市仁井田本 町三丁目26番35 号	平成30年 7月1日
第44号	株式会社山田相談 薬局	秋田市大町一丁 目6番21号	
第45号	山ノ下薬局	秋田市川元山下 町8番8号	平成30年 7月1日
第46号	有限会社今薬局	秋田市千秋明徳 町2番19号	
第49号	小泉薬局河辺店	秋田市河辺北野 田高屋字黒沼下 堤下20番地15	平成30年 7月1日
第53号	薬局エール大学病 院前店	秋田市広面字蓮 沼68番地2	

第54号	中通六丁目薬局	秋田市中通六丁目1番55号
第55号	株式会社アミック 中通調剤薬局	秋田市南通築地 2番35号
第57号	コスモス薬局	秋田市仁井田新 田一丁目1番40 号
第58号	アイリス薬局	秋田市牛島東五 丁目9番39号
第59号	長尾薬局御野場店	秋田市御野場新 町四丁目7番25 号
第60号	有限会社長尾薬局	秋田市将軍野南 四丁目9番8号
第61号	丁酉会薬局	秋田市広面字糠 塚118番地1
第62号	卸町薬局	秋田市茨島四丁 目4番28号
第63号	メディック薬局	秋田市新屋勝平 町4番19号
第64号	秋田みなみ会営薬 局	秋田市上北手猿 田字苗代沢207 番地3
第67号	佐野調剤薬局	秋田市保戸野通 町4番15号
第68号	佐野薬局中央店	秋田市川元山下 町7番35号
第69号	山王佐野薬局	秋田市山王中園 町3番11号 カメイビル1階
第70号	追分佐野薬局	秋田山下新城 中野字琵琶沼226 番地1
第71号	八橋佐野薬局	秋田市八橋本町 三丁目1番45号
第73号	佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町 10番4号
第74号	和田薬局	秋田市土崎港中 央六丁目15番12 号
第76号	あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二 丁目16番14号
第78号	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二 ツ屋一丁目3番 44号
第79号	有限会社亀の町薬 局	秋田市南通亀の 町4番1号
第81号	有限会社那波薬局	秋田市大町四丁 目4番19号
第82号	有限会社那波薬局 八橋店	秋田市八橋三和 町18番12号
第83号	至誠堂薬局	秋田市仁井田新 田三丁目14番22 号

第86号	かがや薬局	秋田市川元開和 町1番5号
第87号	みどりさわやか薬 局	秋田市川元松丘 町4番57号
第88号	さわやか薬局新屋 店	秋田市新屋表町 4番1号
第90号	中央薬局勝平店	秋田市新屋勝平 町2番32号
第91号	株式会社舩屋薬局	秋田市土崎港中 央三丁目4番35 号
第95号	スパーク薬局	秋田市川元山下 町7番32号
第96号	有限会社安保薬局	秋田市中通六丁 目13番22号
第98号	城東薬局	秋田市広面字鍋 沼56番地1
第99号	すずらん薬局	秋田市飯島飯田 一丁目5番5号
第100号	すずらん薬局港北 店	秋田市土崎港北 三丁目11番17号
第101号	すずらん薬局土崎 店	秋田市土崎港中 央六丁目8番7 号
第102号	おのぼ薬局	秋田市御野場新 町二丁目8番15 号
第104号	南秋調剤薬局土崎 店	秋田市土崎港中 央一丁目17番30 号

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成30年6月28日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に
教育委員会定例会を招集する。

平成30年6月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一
部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、
第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運
営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙
権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおり
であるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成30年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,344人
- 2 3分の1の数 89,054人

秋市選管告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

平成30年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投 票 区	区 域
秋田市第30投票区 (上北手地区コミュニティセンター)	南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目、南ヶ丘三丁目を加える。
秋田市第31投票区 (上北手大戸公民館)	上北手百崎字諏訪ノ沢3番地11以降を除く。

秋市選管告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、平成30年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

平成30年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 平成30年9月3日

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成30年6月15日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年6月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成30年度第3号）に関する件
- 4 平成29年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 5 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件
- 6 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する件

公 告

秋田市公告

都市公園の位置の表示を変更することから、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

秋田市長 穂 積 志

1 位置の表示を変更する都市公園

都市公園の名称	位 置	供用開始期 日
南ヶ丘 一号街区公園	旧 秋田市上北手猿田字苗代沢 150番地44	平成25年 7月10日
	新 秋田市南ヶ丘二丁目4番1 号	
南ヶ丘 二号街区公園	旧 秋田市上北手猿田字四ツ小 屋110番地102	平成25年 7月10日
	新 秋田市南ヶ丘二丁目18番1 号	
みなみの風 公園	旧 秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地113	平成25年 7月10日
	新 秋田市南ヶ丘一丁目3番3 号	

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名（内容については仕様書参照）
秋田市太平山自然学習センター電話交換機等賃貸借
- (2) 設置場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 設置期限
平成30年7月31日（火）
- (4) 賃貸借契約期間
平成30年8月1日から平成35年7月31日までの60か月とする。
- (5) 入札参加要件
ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
ウ 市税に滞納がないこと。
エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時
平成30年7月4日（水）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 図書スペース

(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

- (3) 入札保証金および契約保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から平成30年7月11日(水)まで
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。
- オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。
なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- キ 落札者となるべき同値の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。
なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。
なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- ケ 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。
- コ 秋田市公契約基本条例(平成25年秋田市条例第12号)の規定に伴い、予定価格が300万円以上の場合は、契約締結時において労働環境報告書の提出を求め、契約期間終了時において報告事項の履行状況の確認を行うものとする。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 受付期間
平成30年6月7日(木)から同月15日(金)までとする。
ただし、6月11日(月)は、休館日のため受付できない。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

- イ 業務実績調書(様式2)
- ウ 営業経歴書(様式3)
- エ 誓約・同意書(様式4)
- オ 納税証明書(各証明書類は直近のもの。写し可)
(ア) 秋田市に納めた法人市民税
(イ) 秋田市に納めた固定資産税
- カ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行)
- (5) その他
ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成30年6月26日(火)までに電子メール等により送付する。
- 5 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター(電話827-2171)
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター(電話827-2171)

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年6月7日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- ア 名称
大和情報サービス株式会社
代表取締役社長 藤 田 勝 幸
- イ 住所
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和ハウス九段ビル
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ア 名称
(仮称)秋田外旭川複合店舗
- イ 所在地
秋田県秋田市外旭川字大谷地29-1 外22筆
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>ア 名称 ハミューレ株式会社 代表取締役社長 武 居 秀 幸 住所 北海道札幌市東区北34条東14丁目1-23</p> <p>イ 名称 株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大 村 禎 史 住所 兵庫県姫路市飾東町庄266-1</p> <p>ウ 名称 未定 住所 未定</p> <p>(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年2月7日</p> <p>(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 2535.48㎡</p> <p>(6) 駐車場の収容台数 102台（身障者専用3台を含む。）</p> <p>(7) 駐輪場の収容台数 73台</p> <p>(8) 荷さばき施設の面積 136.8㎡</p> <p>(9) 廃棄物等の保管施設の容量 61.2㎡</p> <p>(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ア 開店時刻 午前9時 イ 閉店時刻 午後9時</p> <p>(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ア 駐車場① 午前9時から午後9時まで イ 駐車場② 午前9時から午後11時まで</p> <p>(12) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所</p> <p>(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで</p> <p>2 届出年月日 平成30年6月6日</p> <p>3 関係書類の縦覧場所および期間 (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課 (2) 縦覧期間 平成30年6月7日から同年10月6日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）</p> <p>4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課</p> <p>5 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (1) 意見を述べる者の氏名および住所 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由</p>	<p>秋田市公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成30年5月1日付け秋田市指令第3708号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。 平成30年6月14日 秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市広面字二ツ屋17番地2 シェモア城東201 齊 藤 潤 秋田市広面字二ツ屋17番地2 シェモア城東201 齊 藤 詩 織</p> <p>2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市四ツ小屋字城下当場13番地18</p> <p>秋田市公告 次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成30年6月22日 秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 入札に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 委託業務名</td> <td>介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借</td> </tr> <tr> <td>(2) 仕様書</td> <td>別紙（省略）のとおり</td> </tr> <tr> <td>(3) 履行場所</td> <td>秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）</td> </tr> <tr> <td>(4) 履行期間</td> <td>平成30年8月1日から平成35年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>(5) 入札参加要件</td> <td>ア 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。 イ 秋田市に本社、支店又は営業所等を有すること。 ウ 租税に滞納がないこと。 エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 キ 本契約において、賃貸借契約を行えること（本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可）。</td> </tr> </table> <p>(6) 入札参加申込み</p>	(1) 委託業務名	介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借	(2) 仕様書	別紙（省略）のとおり	(3) 履行場所	秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）	(4) 履行期間	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで	(5) 入札参加要件	ア 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。 イ 秋田市に本社、支店又は営業所等を有すること。 ウ 租税に滞納がないこと。 エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 キ 本契約において、賃貸借契約を行えること（本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可）。
(1) 委託業務名	介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借										
(2) 仕様書	別紙（省略）のとおり										
(3) 履行場所	秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）										
(4) 履行期間	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで										
(5) 入札参加要件	ア 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。 イ 秋田市に本社、支店又は営業所等を有すること。 ウ 租税に滞納がないこと。 エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 キ 本契約において、賃貸借契約を行えること（本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可）。										

受 付 期 間	平成30年6月22日（金）から同年7月3日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
受 付 場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健予防課健康づくり担当
(7) 指名（非指名）通知	平成30年7月10日（火）までにFAXで通知する。
(8) 入 札	
日 時	平成30年7月18日（水）午前9時30分
場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所 1階中会議室
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成30年7月24日（火）まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成30年7月3日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し

エ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出すること。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約書（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

オ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

(イ) 市民税（本市の市民税課で「市税に未納がないこと」の証明書の発行を受けること。本市に課税されていない場合はカの書類を市民税課に提示する必要がある。）

※ 消費税・市民税は、直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。

カ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

キ 機器の確認書類（写し可）

納入する機器について、カタログ（写し可）など使用が確認できる書類を提出すること。なお、提出の際には仕様と合致する機能・性能の箇所を蛍光ペン等でチェックすること。

ク 上記アおよびイの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

ケ 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市保健所保健予防課健康づくり担当

電話 018-883-1178

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成29年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年6月26日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	32	17	8	0	8	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0

監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	9	9	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0
計	42	26	9	0	8	0	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

訂正請求件数 不訂正1件

利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

審査請求件数 0件

実施機関による裁決の件数 棄却3件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成29年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年6月26日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取 下 げ	却 下
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否		
市長	127	65	50	0	6	0	7	1
教育委員会	18	10	9	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	32	15	17	0	0	0	0	0
消防長	8	2	6	0	0	0	0	0
議会	3	1	2	0	0	0	0	0

地方独立行政法人市立秋田総合病院	6	0	6	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	1	0	1	0	0	0	0	0
計	196	93	92	0	6	0	7	1

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 審査請求の処理状況

審査請求件数 1件

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成30年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社ダイユーエイト

代表取締役社長 浅 倉 俊 一

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称

（仮称）ダイユーエイト秋田寺内店

所在地

秋田市寺内蛭根一丁目390-3 外6筆

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前

（仮称）ダイユーエイト秋田寺内店

変更後

ダイユーエイト秋田寺内店

(4) 変更年月日

平成30年6月25日

(5) 変更理由

大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

平成30年6月25日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成30年6月27日から同年10月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年6月28日

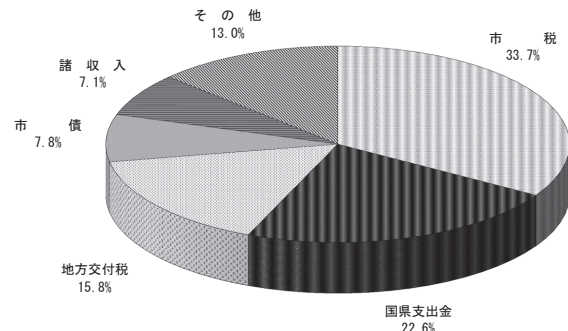
秋田市長 穂 積 志

I 平成30年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

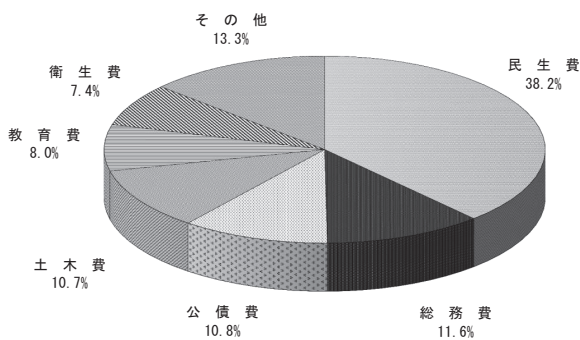
① 平成30年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	30年度		29年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
市 税	43,013,008	33.7	43,509,406	34.6	△496,398	△1.1
地 方 譲 与 税	940,156	0.7	933,455	0.7	6,701	0.7
利 子 割 交 付 金	80,488	0.1	43,927	0.0	36,561	83.2
配 当 割 交 付 金	50,034	0.0	128,776	0.1	△78,742	△61.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	39,090	0.0	92,646	0.1	△53,556	△57.8
地 方 消 費 税 交 付 金	6,426,498	5.0	6,052,288	4.8	374,210	6.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,069	0.0	62,063	0.0	△3,994	△6.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	196,300	0.1	157,163	0.1	39,137	24.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,615	0.0	5,128	0.0	△513	△10.0
地 方 特 例 交 付 金	241,065	0.2	209,144	0.2	31,921	15.3
地 方 交 付 税 〔うち普通交付税〕 〔特別交付税〕	20,160,000 〔18,660,000〕 〔1,500,000〕	15.8	20,303,000 〔18,803,000〕 〔1,500,000〕	16.1	△143,000	△0.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,500	0.1	83,000	0.1	△12,500	△15.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,192,441	0.9	1,325,098	1.0	△132,657	△10.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,423,839	1.9	2,397,626	1.9	26,213	1.1
国 庫 支 出 金	20,290,578	15.9	19,730,738	15.7	559,840	2.8
県 支 出 金	8,511,968	6.7	8,209,934	6.5	302,034	3.7
財 産 収 入	207,836	0.2	228,880	0.2	△21,044	△9.2
寄 附 金	200,053	0.2	250,228	0.2	△50,175	△20.1
繰 入 金	3,966,509	3.1	3,317,444	2.6	649,065	19.6
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.6	0	0.0
諸 収 入	9,033,953	7.1	7,502,756	6.0	1,531,197	20.4
市 債	9,923,000	7.8	10,677,300	8.5	△754,300	△7.1
合 計	127,730,000	100.0	125,920,000	100.0	1,810,000	1.4

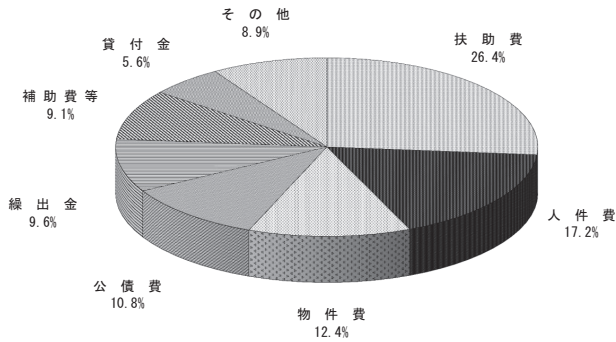
② 平成30年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区 分	30年度		29年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
議 会 費	730,424	0.6	725,744	0.6	4,680	0.6
総 務 費	14,839,279	11.6	16,517,708	13.1	△1,678,429	△10.2
民 生 費	48,785,958	38.2	48,468,163	38.5	317,795	0.7
衛 生 費	9,426,595	7.4	8,421,518	6.7	1,005,077	11.9
労 働 費	562,453	0.4	490,851	0.4	71,602	14.6
農 林 水 産 業 費	2,721,847	2.1	2,767,060	2.2	△45,213	△1.6
商 工 費	8,720,742	6.8	7,109,681	5.6	1,611,061	22.7
土 木 費	13,621,670	10.7	13,837,292	11.0	△215,622	△1.6
消 防 費	3,848,383	3.0	3,808,599	3.0	39,784	1.0
教 育 費	10,149,196	8.0	9,836,451	7.8	312,745	3.2
災 害 復 旧 費	372,943	0.3	5	0.0	372,938	殆増
公 債 費	13,850,509	10.8	13,836,927	11.0	13,582	0.1
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	127,730,000	100.0	125,920,000	100.0	1,810,000	1.4

③ 平成30年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	30年度		29年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
人 件 費	21,946,381	17.2	22,634,094	18.0	△687,713	△3.0
物 件 費	15,905,954	12.4	15,287,426	12.1	618,528	4.0
維 持 補 修 費	1,887,031	1.5	1,938,702	1.5	△51,671	△2.7
扶 助 費	33,765,039	26.4	33,102,766	26.3	662,273	2.0
補 助 費 等	11,647,208	9.1	10,966,654	8.7	680,554	6.2
消費的経費計	85,151,613	66.6	83,929,642	66.6	1,221,971	1.5
補 助 事 業	3,588,256	2.8	3,943,111	3.1	△354,855	△9.0
単 独 事 業	3,908,658	3.1	3,830,659	3.1	77,999	2.0
県 営 事 業 負 担 金	84,922	0.1	149,958	0.1	△65,036	△43.4
災 害 復 旧 事 業	372,943	0.3	5	0.0	372,938	殆増
投資的経費計	7,954,779	6.3	7,923,733	6.3	31,046	0.4
公 債 費	13,850,509	10.8	13,836,927	11.0	13,582	0.1
積 立 金	237,709	0.2	227,363	0.2	10,346	4.6
投 資 及 び 出 資 金	1,124,068	0.9	1,175,864	0.9	△51,796	△4.4
貸 付 金	7,135,833	5.6	6,277,324	5.0	858,509	13.7
緑 出 金	12,275,489	9.6	12,549,147	10.0	△273,658	△2.2
合 計	127,730,000	100.0	125,920,000	100.0	1,810,000	1.4

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	30年度 当初予算(A)	29年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増 減 率
土地区画整理会計	1,414,832	1,970,994	△556,162	△28.2
市有林会計	175,311	143,664	31,647	22.0
市営墓地会計	131,402	52,210	79,192	151.7
中央卸売市場会計	69,129	68,491	638	0.9
公設地方卸売市場会計	438,538	421,742	16,796	4.0
大森山動物園会計	566,146	582,375	△16,229	△2.8
廃棄物発電会計	261,087	241,723	19,364	8.0
病院事業債管理会計	1,101,259	872,092	229,167	26.3
学校給食費会計	1,348,302	1,348,050	252	0.0
国民健康保険事業会計	30,316,776	36,044,026	△5,727,250	△15.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	89,523	143,588	△54,065	△37.7
介護保険事業会計	29,479,733	29,018,916	460,817	1.6
後期高齢者医療事業会計	3,362,412	3,292,658	69,754	2.1
合 計	68,754,450	74,200,529	△5,446,079	△7.3

2 住民負担の状況

平成30年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	30 年 度 (A)		29 年 度 (B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構 成 比	一人当たり 負担額	構 成 比	
市 民 税	63,356	45.7	62,844	45.3	512
個 人	49,445	35.7	48,935	35.3	510
法 人	13,911	10.0	13,909	10.0	2
固 定 資 産 税	61,240	44.2	62,081	44.7	△841
固 定 資 産 税	60,542	43.7	61,401	44.2	△859
固 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	698	0.5	680	0.5	18
軽 自 動 車 税	2,306	1.7	2,201	1.6	105
市 た ば こ 税	6,717	4.8	6,865	4.9	△148
鉦 産 税	19	0.0	15	0.0	4
入 湯 税	106	0.1	100	0.1	6
事 業 所 税	4,822	3.5	4,705	3.4	117
合 計	138,566	100.0	138,811	100.0	△245

3 公営事業の概況

平成30年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 148,874戸
- (2) 年間総配水量 34,869,649m³
- (3) 一日平均配水量 95,533m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備工事
 - 配水管布設 3,060m
 - 配水管布設替 20,590m
 - 配水幹線整備 1,930m
 - (ロ) 施設改良工事
 - 緊急遮断弁整備 1基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 7,608,570千円
 - 第1項 営業収益 6,940,151千円
 - 第2項 営業外収益 668,417千円
 - 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 6,946,353千円
 - 第1項 営業費用 6,387,899千円
 - 第2項 営業外費用 540,459千円
 - 第3項 特別損失 16,195千円
 - 第4項 予備費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,794,992千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,353

千円、減債積立金487,481千円及び過年度分損益勘定留保資金2,167,158千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,721,710千円
第1項 企 業 債	1,131,400千円
第2項 出 資 金	127,013千円
第3項 補 助 金	151,750千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	311,546千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,516,702千円
第1項 建 設 改 良 費	3,085,087千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,431,615千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
お客様センター 業務等の	平成30年度から36年度まで	5,257,981千円
包括的民間委託経費 仁井田浄水場更新 基本設計等	平成30年度から31年度まで	203,236千円
業務委託経費 仁井田浄水場 仮設管理棟	平成30年度から38年度まで	96,000千円
賃貸借経費 老朽給水管解消 に係る資金融資	平成30年度から35年度まで	51千円
あっせん利子補給		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,131,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,020,675千円
-----------	-------------

(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,644千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度末処分利益剰余金のうち509,309千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	254,309千円
(2) 建設改良積立金	255,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、170,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	誘導結合プラズマ 質量分析計	一 式
工具、器具及び備品	ガスクロマトグラフ 質量分析計	一 式
種 類	名 称	数 量
2 処分する資産		
土 地	蛭根ポンプ場用地 秋田市寺内蛭根 三丁目地内	5,230.63㎡ 売払い

平成30年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	122,129戸
(2) 年間総処理水量	38,487,748㎡
(3) 一日平均処理水量	105,446㎡
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管 渠 布 設	4,890m
管 渠 改 築 等	5,680m
(ロ) ポンプ場建設	
金足汚水中継ポンプ場等施設整備	一式
(ハ) 処理場建設	
八橋下水道終末処理場施設整備	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管 渠 布 設	8,157m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	10,922,166千円
第1項 営 業 収 益	7,570,370千円
第2項 営 業 外 収 益	3,351,794千円
第3項 特 別 利 益	2千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	10,180,165千円
第1項 営 業 費 用	8,806,787千円
第2項 営 業 外 費 用	1,332,587千円

第3項 特別損失 38,241千円
 第4項 予備費 2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
 (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,249,052千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,038千円、減債積立金986,917千円、過年度分損益勘定留保資金1,092,154千円及び当年度分損益勘定留保資金2,107,943千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 6,658,978千円
 第1項 企業債 4,120,400千円
 第2項 出資金 888,619千円
 第3項 補助金 1,575,600千円
 第4項 負担金 74,358千円
 第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 10,908,030千円
 第1項 建設改良費 5,290,949千円
 第2項 企業債償還金 5,617,081千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 1 建設中央幹線	700,000	平成30年度	130,000
支 出 改良費築造工事		千円	千円
		平成31年度	570,000
		千円	千円
1 資本的 1 建設八橋下水	600,000	平成30年度	300,000
支 出 改良費道終末処		千円	千円
理場中央		平成31年度	270,000
監 視		千円	千円
設備更新		平成32年度	30,000
工 事		千円	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造	平成30年度から36年度まで	643千円
資金利子補給		
水洗便所改造	平成30年度から36年度まで	1,470千円
資金損失補償		

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	4,120,400千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 695,381千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,323,806千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度末処分利益剰余金のうち679,963千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 679,963千円

平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(農業集落排水) (個別排水処理) (計)

(1) 排 水 戸 数	2,890戸	236戸	3,126戸
(2) 年間総処理水量	979,175m ³	53,866m ³	1,033,041m ³
(3) 一日平均処理水量	2,683m ³	147m ³	2,830m ³
(4) 主要な建設改良事業			

(イ) 農業集落排水建設改良

河辺飛沢・岩見三内中央処理区統合工事 一式

河辺砂子湖・三内処理区統合実施設計 一式

(ロ) 個別排水処理施設建設

特定地域生活排水処理施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農業集落排水事業収益 740,356千円
 第1項 営 業 収 益 132,143千円
 第2項 営 業 外 収 益 608,212千円
 第3項 特 別 利 益 1千円

第2款 個別排水処理事業収益 34,771千円
 第1項 営 業 収 益 8,900千円
 第2項 営 業 外 収 益 25,869千円
 第3項 特 別 利 益 2千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用 739,597千円
 第1項 営 業 費 用 670,409千円
 第2項 営 業 外 費 用 68,638千円
 第3項 特 別 損 失 50千円
 第4項 予 備 費 500千円

第2款 個別排水処理事業費用 35,422千円
 第1項 営 業 費 用 33,156千円

第2項 営業外費用	2,164千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,702千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108千円及び過年度分損益勘定留保資金218,594千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	161,748千円
第1項 企業債	32,000千円
第2項 出資金	88,172千円
第3項 補助金	32,000千円
第4項 基金繰入金	9,576千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	25,717千円
第1項 企業債	10,200千円
第2項 出資金	11,254千円
第3項 補助金	3,187千円
第4項 負担金	1,076千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	373,931千円
第1項 建設改良費	78,314千円
第2項 企業債償還金	295,612千円
第3項 投資	5千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	32,236千円
第1項 建設改良費	24,609千円
第2項 企業債償還金	7,627千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	平成30年度から36年度まで	92千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	平成30年度から36年度まで	210千円
水洗便所改造 資金利子補給	平成30年度から36年度まで	92千円

(個別排水処理)
水洗便所改造
資金損失補償 平成30年度から36年度まで 210千円
(個別排水処理)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	42,200千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,413千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、394,113千円である。

II 平成29年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成30年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,386,988	22,448,846	18,792,972	41,241,818	95.1
地 方 譲 与 税	955,474	295,845	670,096	965,941	101.1
利 子 割 交 付 金	80,488	31,458	46,932	78,390	97.4
配 当 割 交 付 金	105,879	17,579	86,286	103,865	98.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,646	—	97,293	97,293	105.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,247,700	3,544,863	2,703,050	6,247,913	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	62,063	18,198	38,634	56,832	91.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,982	67,584	108,031	175,615	109.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,615	—	4,615	4,615	100.0
地 方 特 例 交 付 金	209,144	207,745	—	207,745	99.3

地 方 交 付 税	20,679,730	14,267,548	6,667,896	20,935,444	101.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	83,000	35,568	31,618	67,186	80.9
分 担 金 及 び 負 担 金	1,273,545	479,144	646,840	1,125,984	88.4
使 用 料 及 び 手 数 料	2,412,421	1,118,546	1,020,638	2,139,184	88.7
国 庫 支 出 金	23,222,427	8,071,467	12,897,858	20,969,325	90.3
県 支 出 金	10,873,475	1,792,605	4,080,561	5,873,166	54.0
財 産 収 入	290,687	228,954	111,230	340,184	117.0
寄 附 金	251,278	41,471	107,843	149,314	59.4
繰 入 金	5,508,347	35,568	4,702,162	4,737,730	86.0
繰 越 金	1,648,333	1,648,333	—	1,648,333	100.0
諸 収 入	7,731,689	375,909	6,709,035	7,084,944	91.6
市 債	14,863,000	—	5,822,800	5,822,800	39.2
合 計	140,143,911	54,727,231	65,346,390	120,073,621	85.7

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成30年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	721,840	379,206	338,445	717,651	99.4
総 務 費	19,500,594	7,296,291	8,629,338	15,925,629	81.7
民 生 費	50,280,577	18,923,021	24,459,749	43,382,770	86.3
衛 生 費	8,543,974	3,640,867	3,965,150	7,606,017	89.0
労 働 費	491,961	353,122	111,399	464,521	94.4
農 林 水 産 業 費	3,986,854	1,370,011	1,579,159	2,949,170	74.0
商 工 費	7,085,474	5,864,318	687,212	6,551,530	92.5
土 木 費	16,911,532	6,388,126	6,289,864	12,677,990	75.0
消 防 費	3,807,862	1,480,375	1,996,285	3,476,660	91.3
教 育 費	12,772,389	4,071,723	5,534,809	9,606,532	75.2
災 害 復 旧 費	2,236,090	61,903	425,811	487,714	21.8
公 債 費	13,718,541	6,282,575	6,842,759	13,125,334	95.7
諸 支 出 金	1	—	—	—	0.0
予 備 費	86,222	—	—	—	0.0
合 計	140,143,911	56,111,538	60,859,980	116,971,518	83.5

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成30年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,785,189	94,818	965,246	1,060,064	38.1
市 有 林 会 計	146,713	14,209	4,043	18,252	12.4
市 営 墓 地 会 計	105,111	47,037	20,242	67,279	64.0
中 央 卸 売 市 場 会 計	68,491	12,056	27,441	39,497	57.7
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	421,742	119,908	187,034	306,942	72.8
大 森 山 動 物 園 会 計	582,375	81,461	257,371	338,832	58.2
廃 棄 物 発 電 会 計	269,926	113,806	145,669	259,475	96.1
病 院 事 業 債 管 理 会 計	872,092	353,198	492,898	846,096	97.0
学 校 給 食 費 会 計	1,348,050	392,223	814,085	1,206,308	89.5
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	36,279,697	14,333,936	19,018,111	33,352,047	91.9
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	143,588	142,832	22,844	165,676	115.4
介 護 保 険 事 業 会 計	30,715,982	13,006,811	13,003,892	26,010,703	84.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,366,451	1,177,645	2,181,409	3,359,054	99.8

合 計	77,105,407	29,889,940	37,140,285	67,030,225	86.9
-----	------------	------------	------------	------------	------

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成30年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	2,785,189	580,570	800,768	1,381,338	49.6
市有林会計	146,713	104,424	24,521	128,945	87.9
市営墓地会計	105,111	18,967	44,350	63,317	60.2
中央卸売市場会計	68,491	40,122	24,498	64,620	94.3
公設地方卸売市場会計	421,742	212,533	177,575	390,108	92.5
大森山動物園会計	582,375	227,394	296,527	523,921	90.0
廃棄物発電会計	269,926	6,822	44,152	50,974	18.9
病院事業債管理会計	872,092	353,198	492,898	846,096	97.0
学校給食費会計	1,348,050	667,930	668,979	1,336,909	99.2
国民健康保険事業会計	36,279,697	15,342,272	17,671,156	33,013,428	91.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	143,588	107,256	4,222	111,478	77.6
介護保険事業会計	30,715,982	11,838,390	15,338,705	27,177,095	88.5
後期高齢者医療事業会計	3,366,451	1,107,554	2,146,672	3,254,226	96.7
合 計	77,105,407	30,607,432	37,735,023	68,342,455	88.6

※前年度からの繰越分を含む。

- 2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)
平成30年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし
- 3 財産の状況

(平成30年3月31日現在)

土地及び建物 (単位：㎡) (単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
行政財産	10,852,022.24	△ 114,791.71	10,737,230.53	1,093,609.25	△ 13,727.31	1,079,881.94
普通財産	32,144,714.38	45,205.17	32,189,919.55	16,426.71	10,573.71	27,000.42
合 計	42,996,736.62	△ 69,586.54	42,927,150.08	1,110,035.96	△ 3,153.60	1,106,882.36

山 林 (単位：㎡) (単位：㎡)

土地の権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
所有	10,173,701.18	20.70	10,173,721.88	616,038.00	23,636.00	639,674.00
分収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	32,849.00	673.00	33,522.00
合 計	17,175,551.18	20.70	17,175,571.88	648,887.00	24,309.00	673,196.00

物 権 (単位：㎡)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
地上権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権 (単位：件)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
著作権	—	—	—
その他	16	7	23

有価証券 (単位：千円)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
株 券	532,350	△ 82,000	450,350

出資による権利

(単位：千円)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
出 資 証 券	8,179,264	—	8,179,264
出 捐 金 証 書	1,375,980	74,935	1,450,915

4 地方債現在高の状況

(平成30年3月31日現在) (単位：千円)

会 計	28年度末現在高	29 年 度 中 増 減 額		29年度末現在高
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	139,141,208	11,753,900	12,670,809	138,224,299
市 有 林 会 計	1,529,933	4,900	48,033	1,486,800
中 央 卸 売 市 場 会 計	41,438	—	1,838	39,600
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	689,886	—	69,970	619,916
大 森 山 動 物 園 会 計	218,538	—	46,210	172,328
病 院 事 業 債 管 理 会 計	3,028,620	139,700	688,528	2,479,792
介 護 保 険 事 業 会 計	100,000	—	100,000	0
合 計	144,749,623	11,898,500	13,625,388	143,022,735

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水 道 事 業 収 益	7,623,283	3,462,757	4,197,330	7,660,087	100.5
営 業 収 益	6,973,341	3,419,455	3,588,871	7,008,326	100.5
営 業 外 収 益	649,940	43,302	608,459	651,761	100.3
特 別 利 益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水 道 事 業 費 用	6,512,400	1,241,246	4,967,329	6,208,575	95.3
営 業 費 用	5,914,713	1,042,064	4,583,579	5,625,643	95.1
営 業 外 費 用	593,787	199,127	383,551	582,678	98.1
特 別 損 失	2,100	55	199	254	12.1
予 備 費	1,800	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	1,642,753	278,489	1,320,804	1,599,293	97.4
企 業 債	1,075,300	—	1,010,700	1,010,700	94.0
出 資 金	147,095	144,245	2,524	146,769	99.8
補 助 金	181,883	—	162,887	162,887	89.6
固 定 資 産 売 却 代 金	135	—	135	135	100.0
負 担 金 及 び 寄 附 金	238,340	134,244	144,558	278,802	117.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	4,307,418	1,005,018	2,914,513	3,919,531	91.0

建設改良費	2,853,130	284,094	2,181,153	2,465,247	86.4
企業債償還金	1,445,867	720,924	724,939	1,445,863	100.0
国庫補助金返還金	8,421	-	8,421	8,421	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成30年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
59,793,970,390	有 形 固 定 資 産	
2,271,725,933	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
11,501,712,801	現 金 ・ 預 金	
907,911,390	未 収 金	
74,406,134	貯 蔵 品	
57,110,000	前 払 金	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	22,871,000,382
	引 当 金	2,201,790,188
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	1,431,610,688
	短 期 リ ー ス 債	16,333
	未 払 金	1,523,140,951
	引 当 金	66,602,813
	預 り 金	184,434,701
	そ の 他 流 動 負 債	1,500,000
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	16,880,058,648
2,258,249,795	長 期 前 受 金	
	収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	20,648,376,321
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	7,668,116,647
	利 益 剰 余 金	2,102,009,961
	(水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	6,496,472,791
	営 業 外 収 益	649,802,969
	(水 道 事 業 費 用)	
5,462,745,017	営 業 費 用	
392,052,252	営 業 外 費 用	
249,681	特 別 損 失	
82,724,933,393	合 計	82,724,933,393

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,816,816	6,258,367	4,576,999	10,835,366	100.2
営 業 収 益	7,478,022	4,884,256	2,612,708	7,496,964	100.3
営 業 外 収 益	3,280,341	1,371,742	1,908,129	3,279,871	100.0

特 別 利 益	58,453	2,369	56,162	58,531	100.1
---------	--------	-------	--------	--------	-------

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 費 用	9,760,039	1,407,482	8,107,754	9,515,236	97.5
営 業 費 用	8,403,101	805,644	7,424,554	8,230,198	97.9
営 業 外 費 用	1,352,887	601,779	683,200	1,284,979	95.0
特 別 損 失	1,501	59	—	59	3.9
予 備 費	2,550	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	8,730,923	2,131,045	3,698,640	5,829,685	66.8
企 業 債	5,385,900	—	3,435,700	3,435,700	63.8
出 資 金	923,977	923,977	—	923,977	100.0
補 助 金	2,360,546	1,187,200	238,078	1,425,278	60.4
負 担 金	60,499	19,868	24,862	44,730	73.9
固 定 資 産 売 却 代 金	1	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	12,964,055	3,636,628	6,608,404	10,245,032	79.0
建 設 改 良 費	7,073,145	702,382	3,651,744	4,354,126	61.6
企 業 債 償 還 金	5,890,910	2,934,246	2,956,660	5,890,906	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成30年 3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
157,454,697,931	(固 定 資 産)	
9,258,414,277	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
4,861,395,905	現 金 ・ 預 金	
643,457,457	未 収 金	
308,612,770	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	64,904,926,223
	引 当 金	1,742,546,889
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	5,621,931,820
	未 払 金	1,884,339,533
	引 当 金	41,293,396
	そ の 他 流 動 負 債	2,096,676
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	65,035,106,788

7,826,441,554	長期前受金額 収益化累計額 (資本金)	
	資本金	34,360,413,886
	(剰余金)	
	資本剰余金	4,627,751,127
	利益剰余金	1,009,911,254
	(下水道事業収益)	
	営業収益	7,097,530,276
	営業外収益	3,279,826,466
	特別利益	58,521,092
	(下水道事業費用)	
8,037,161,756	営業費用	
1,275,859,007	営業外費用	
54,769	特別損失	
189,666,195,426	合計	189,666,195,426

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	733,376	442,738	291,133	733,871	100.1
営業収益	135,786	69,641	66,866	136,507	100.5
営業外収益	597,589	373,097	224,267	597,364	100.0
特別利益	1	—	—	—	0.0
個別排水処理事業収益	31,252	27,849	3,353	31,202	99.8
営業収益	8,814	4,436	4,330	8,766	99.5
営業外収益	22,436	23,413	-977	22,436	100.0
特別利益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	732,863	103,857	607,015	710,872	97.0
営業費用	656,174	68,160	566,646	634,806	96.7
営業外費用	75,958	35,517	40,369	75,886	99.9
特別損失	231	180	—	180	77.9
予備費	500	—	—	—	0.0
個別排水処理事業費用	31,704	4,585	25,348	29,933	94.4
営業費用	29,504	3,526	24,311	27,837	94.3
営業外費用	2,098	1,059	1,037	2,096	99.9
特別損失	2	—	—	—	0.0
予備費	100	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本的収入	111,893	101,687	10,206	111,893	100.0
企業債	3,600	—	3,600	3,600	100.0
出資金	91,507	95,687	-4,180	91,507	100.0
補助金	4,600	6,000	-1,400	4,600	100.0

基金繰入金	12,186	-	12,186	12,186	100.0
個別排水処理事業資本の収入	18,372	12,144	3,130	15,274	83.1
企業債	7,800	-	4,900	4,900	62.8
出資金	9,977	11,945	-1,968	9,977	100.0
負担金	595	199	198	397	66.7

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の支出	322,498	149,830	170,892	320,722	99.4
建設改良費	26,138	2,474	21,889	24,363	93.2
企業債償還金	296,311	147,356	148,954	296,310	100.0
投資	49	-	49	49	100.0
個別排水処理事業資本の支出	24,360	10,659	10,254	20,913	85.8
建設改良費	17,282	7,131	6,705	13,836	80.1
企業債償還金	7,078	3,528	3,549	7,077	100.0

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表 (平成30年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
11,508,093,345	有形固定資産	
4,176,000	無形固定資産	
23,194,000	投資その他資産	
	(流 動 資 産)	
621,595,974	現金・預金	
36,896,966	未収金	
	(固 定 負 債)	
	企業債	3,437,933,578
	引当金	56,911,785
	(流 動 負 債)	
	企業債	303,237,404
	未払金	34,700,688
	引当金	2,738,692
	その他流動負債	381,500
	(繰 延 収 益)	
	長期前受金	6,385,977,606
1,089,364,907	長期前受金額	
	(資 本 金)	
	資本金	2,783,628,140
	(剰 余 金)	
	資本剰余金	222,644,354
	利益剰余金	32,377,039
	(農 業 集 落 排 水 事 業 収 益)	
	営業収益	126,483,873
	営業外収益	597,364,379
	(農 業 集 落 排 水 事 業 費 用)	
622,661,486	営業費用	
79,843,108	営業外費用	
171,884	特別損失	
	(個 別 排 水 処 理 事 業 収 益)	
	営業収益	8,117,832
	営業外収益	22,436,455

26,839,065	(個別排水処理事業費用)	
2,096,590	営 業 費 用	
14,014,933,325	営 業 外 費 用	
	合 計	14,014,933,325

消 防 本 部 公 告

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町五丁目3番35号

防火対象物の名称 福卜屋

命令を受けた者の氏名 中山 文 夫

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているので、平成30年6月8日付けで消防法第17条第4項第1号の規定に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

1 平成30年9月3日までに、当該防火対象物の1階飲食店部分に屋内消火栓設備を設置すること。

（消防法第17条第1項、消防法施行令第11条第1項第6号）

2 平成30年9月3日までに、当該防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。

（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ）

平成30年6月8日

秋田消防署長
工 藤 琢 磨